

地域活動の支援

1 地域支援業務

(1) 地域保健福祉環境衛生関係職員等研修事業

多様化する住民ニーズや価値観、ライフスタイルの中で、保健・福祉・環境衛生という住民に密着した身近な課題について、きめ細かく総合的なサービス提供していくためには、地域保健・医療福祉・環境衛生を担うマンパワーの養成が重要です。

そのために、二次医療圏（丹南健康福祉センター管轄）ごとに研修を企画・実施し、地域特性に対応した複合的で質の高いサービスを提供できるよう、保健・福祉・環境衛生関係職員の資質向上を図ることを目的に開催しました。

ア 企画検討委員会

研修に関して、実施計画の策定や評価についての検討を行うために、研修企画検討委員会を設置し、会議を開催しました。

表1 企画検討委員会

	日時	検討内容
企画検討委員会	平成19年 9月6日	平成18年度研修実施報告 平成19年度研修計画策定について

表2 研修企画検討委員

分野	職名
市町 環境衛生分野	職員
市町 保健分野	職員
市町 福祉分野	職員
丹南健康福祉センター	医幹・職員
委員数	9名

イ 一般研修

保健・福祉・環境の基礎および専門的知識の習得を目的として、研修を開催しました。研修の実施状況は以下のとおりです。

表3 一般研修内容

開催日・場所	内容	講師	参加人数
平成20年3月18日 丹南健康福祉センター (鯖江市庁舎)	『相談窓口におけるコミュニケーション能力を高めよう』 講演「対人コミュニケーションにおいて大切なもの - 非言語行動の役割 -」	仁愛大学 人間学部心理学科 准教授 大森 滋子 氏	県関係 9名 市町 7名 合計 16名

ウ 実践研修

企画力・調整力の向上を図ることを目的として、実践的な研修を企画しました。研修の実施状況は以下のとおりです。

表4 実践研修内容

開催日・場 所	内 容	講 師	参加人数
平成 20 年 2 月 28 日 丹南健康福祉センター (鯖江市庁舎)	『新型インフルエンザ等 対策研修会』 <第1部> 講 演 「新型インフルエンザについて」 <第2部> 講義「感染症対策の 役割と構え」 意見交換	<第1部> 丹南健康福祉センター 医幹 南 陸男 <第2部> 丹南健康福祉センター 健康増進課 小川 廣幸 武生福祉保健部 健康増進課 小西 輝美	県関係 15 名 市 町 6 名 <u>合計 21 名</u>
平成 20 年 3 月 19 日 越前市健康福祉センター	『在宅医療連携推進研修会』 基調講演 「地域で考える在宅医療の 連携について」 パネルディスカッション	池端病院 院長 池端 幸彦 氏 <u>進行・助言者</u> 池端病院 院長 池端 幸彦 氏 <u>パネラー</u> 林病院 鈴木 優子 氏 織田病院 高木 祐子 氏 居宅介護支援事業所 訪問看護ステーションさばえ 丹尾 由紀子 氏 越前市地域包括支援センター 向瀬 隆男 氏 斉藤医院 院長 斎藤 隆治 氏	県関係 16 名 市 町 7 名 その他 32 名 <u>合計 55 名</u>

(2) 医師臨床研修・学生指導

表1 医師臨床研修

平成19年度

病院名	研修期間	人数	病院名	研修期間	人数
済生会病院	7/2 ~ 7/6	1	福井赤十字病院	11/5 ~ 11/9	1
	9/3 ~ 9/7	1		12/10 ~ 12/14	1
	10/1 ~ 10/5	1		12/25 ~ 12/28	1
福井赤十字病院	4/23 ~ 4/27	1	織田病院	2/4 ~ 2/8	1
	7/2 ~ 7/6	1		8/27 ~ 8/31	1
	8/27 ~ 8/31	1		11/5 ~ 11/9	1
	9/25 ~ 9/28	1		2/4 ~ 2/8	1

表2 医療・看護・福祉・管理栄養士等学生実習

学校名	平成19年度実績		
	実習期間	実習場所	人数
福井大学医学部 医学科	5/25 ~ 7/6 (週1回 計7回)	鯖江 武生	6
福井県立大学看護福祉学部 看護学科	4年生 5/7 ~ 5/10	鯖江 武生	6
	3年生 10/1 ~ 10/5	鯖江 武生	6
福井大学医学部 看護学科	4年生 6/18 ~ 6/22	鯖江 武生	4
	3年生 9/25 ~ 9/28	鯖江 武生	4
	3年生 11/19 ~ 11/22	鯖江 武生	4
	3年生 12/3 ~ 12/7	鯖江 武生	4
福井県立看護専門学校	3年生 7/31 ~ 8/2	武生 鯖江	5
福井医療技術専門学校 看護学科	3年生 9/3 ~ 9/7	鯖江 武生	8
福井市医師会 看護専門学校	2年生 3/11	鯖江	10
看護協会訪問看護師 養成実習	8/28 ~ 8/30	鯖江 武生	7
兵庫大学 健康科学部栄養マネジメント学科	9/3 ~ 9/7	鯖江 武生	1
仁愛女子短期大学 生活科学学科食物栄養専攻	9/3 ~ 9/7	鯖江 武生	3

(3) 児童生徒の喫煙防止対策推進事業

ア 目的

未成年者の喫煙対策は、極めて重要な問題であり、児童生徒が喫煙しない環境づくりと児童生徒の健康意識の向上にむけて関係機関が連携し、丹南地域における児童生徒の喫煙防止対策を推進することを目的とします。(図1、2)

そこで、地域および学校(教育委員会含む)等の関係機関で構成する「丹南たばこ対策推進協議会」を平成15年度に設置し、児童生徒の喫煙防止に向けて強力な実践活動を展開するため「丹南地域っ子たばこ無煙行動計画」(図3)を策定し推進しています。

図1 本事業の推進体系

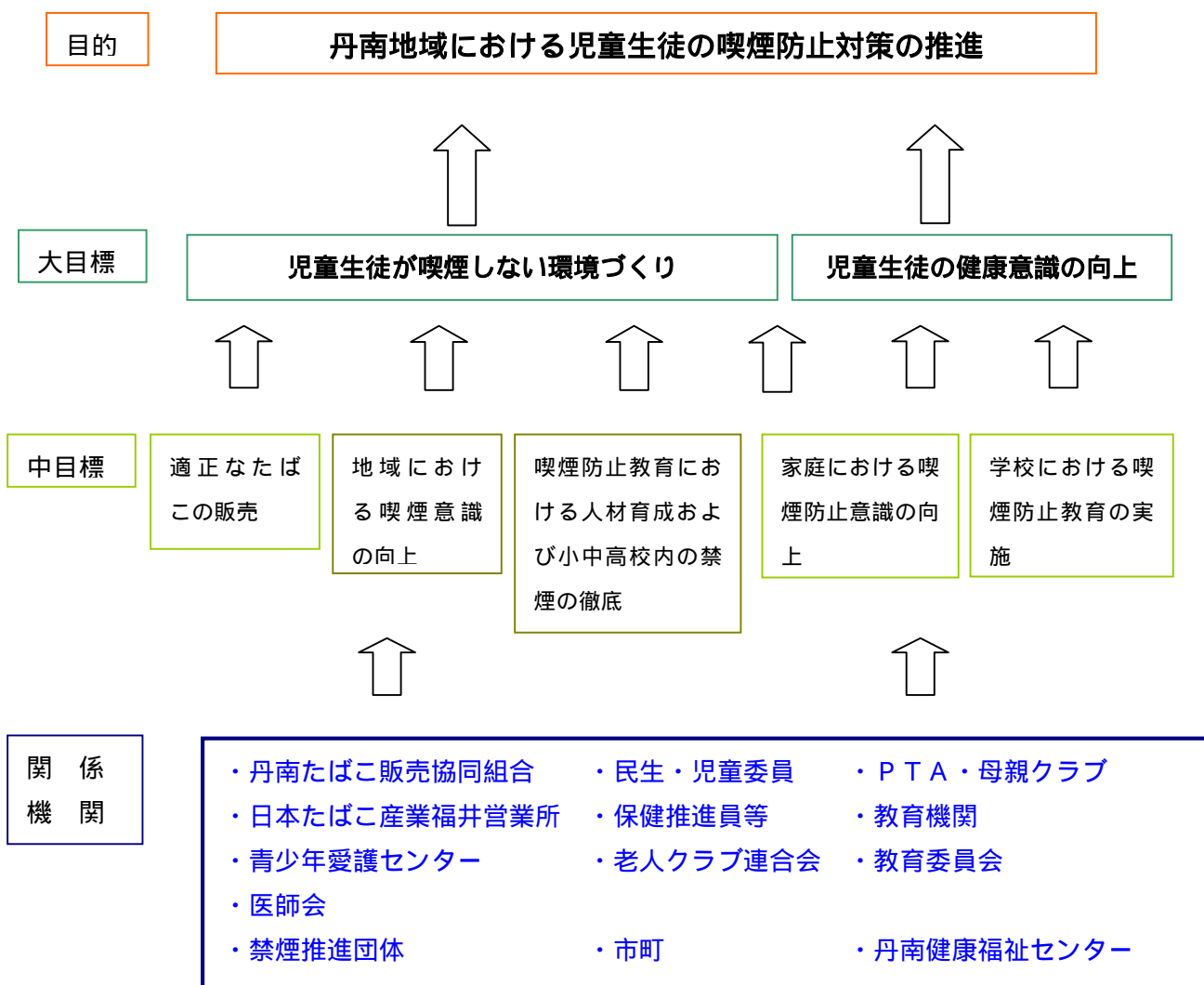
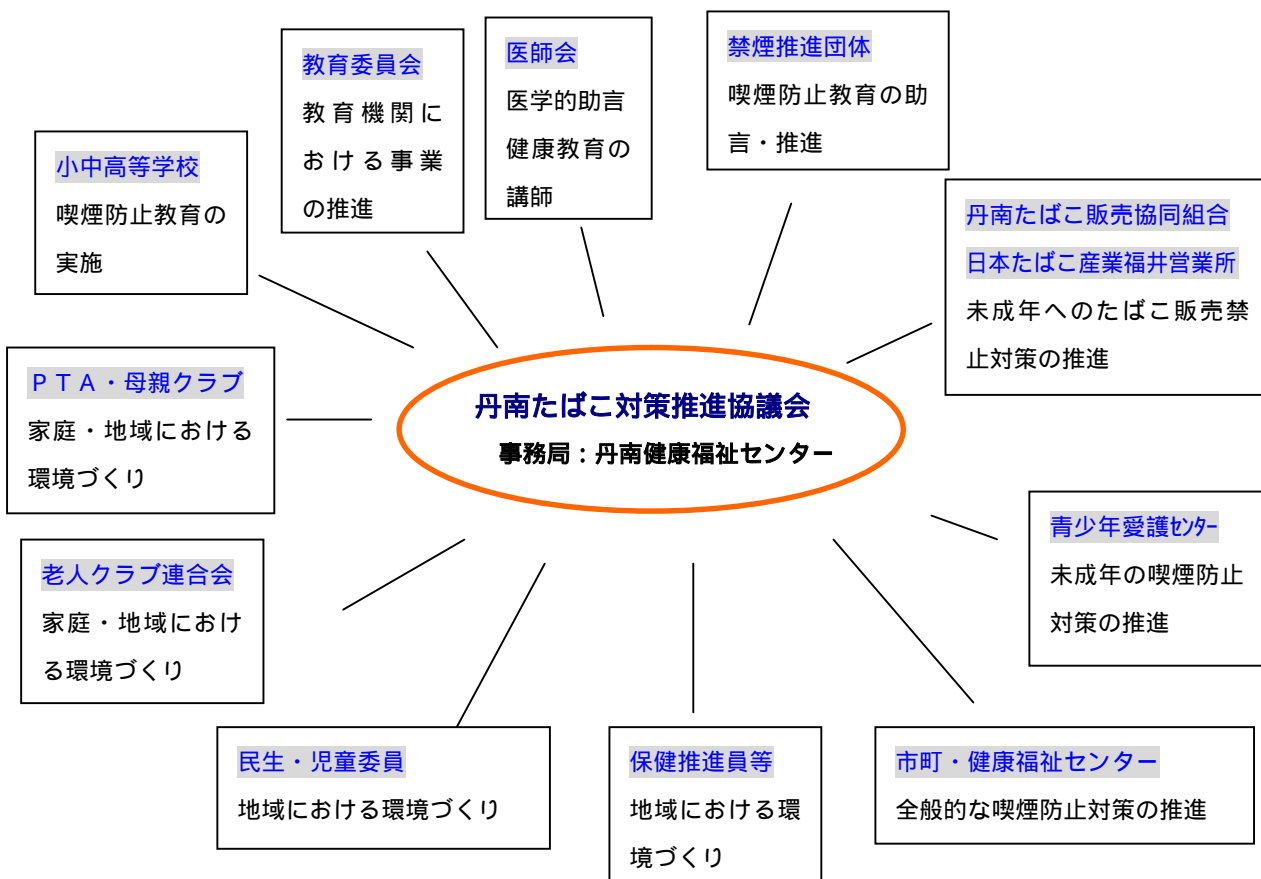


図2 協議会における各機関の連携図



イ 内容

児童生徒の喫煙防止教室への支援

学校と連携し、児童生徒を対象に喫煙防止についての講演および実験等を実施

世界禁煙デー・禁煙週間の取り組み

街頭キャンペーンで禁煙週間の普及物を配布し、喫煙防止について啓発

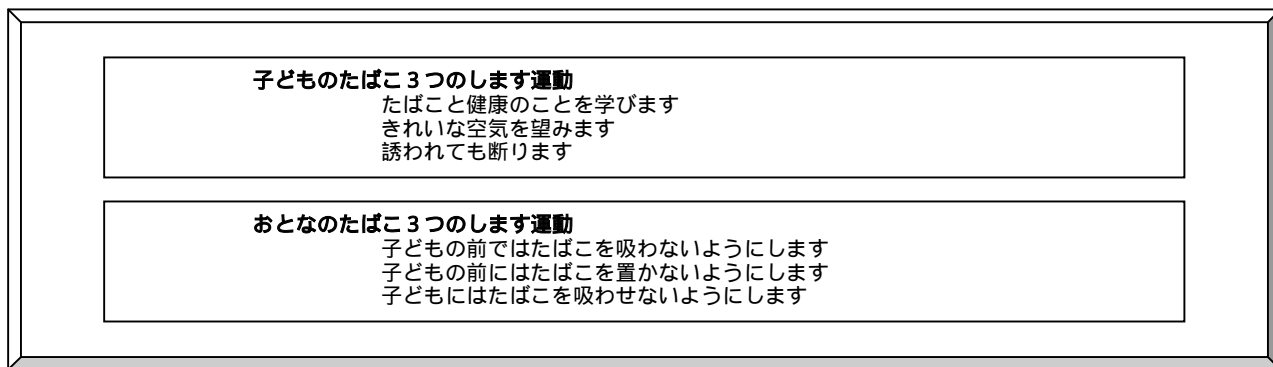
食品衛生講習会で関係者に資料を配布し、受動喫煙防止について啓発

事業所に訪問し、禁煙対策を要請

市の禁煙教室（成人）、禁煙講演会への支援

たばこ関係健康教育教材等の貸出

図3 丹南地域っ子たばこ無煙行動計画



家 庭	地 域	学 校	行 政
<p>子どもとのコミュニケーションの中でたばこについて話合います。 たばこの子どもに及ぼす影響について関心を持ち、家族で知識を深めます。 たばこに関する授業参観や研修会等に積極的に参加します。 子どもを同伴している時、飲食店等では禁煙席の利用に心がけます。 健康に及ぼす害について判断できる能力を育てるように子どもに関わります。</p> <p>家庭内の禁煙・分煙を徹底するために家族で話し合います。 妊婦や乳幼児のいる家庭では禁煙に努めます。 子どもにたばこを買いに行かせないように努めます。 たばこの管理を徹底し、子どもがたばこに触れないように努めます。 玄関先、車等に禁煙マークを貼るなど禁煙表示に努めます。</p> <p>学校と連携し、PTAの会合等でたばこに関する学習会の開催に努めます。 学校行事の中で、保護者と子どもがいっしょに学習する場を持ち、その後家庭で子どもとの対話する時間を持ちます。 家庭内で禁煙・分煙について話し合い、行政の行う健康づくりに参加します。 地域の健康づくり等の各種団体の活動に協力し、家庭の健康づくりに努めます。</p>	<p>子どもに気軽に声かけができるように、地域で子どもとのコミュニケーションに努めます。 老人会、保健推進員（愛育会）、民生委員、青少年愛護センター補助員等地域の中で活動している団体が協力して、子ども達の見守り等を強化します。</p> <p>住民が集まる場には喫煙コーナーの設置に努めます。 子どもも参加する地域の行事では、禁煙に努めます。 歩行中の喫煙防止など、喫煙のマナー向上に努めます。 深夜11時から早朝5時まで野外設置の自動販売機の販売規制の徹底に努めます。 屋外の自動販売機の設置について、店から見えやすい場所に設置するよう努めます。 たばこに関する研修会に参加し、知識を深めます。 地域内にたばこに関する啓発ポスターを掲示し、地域ぐるみの意識の高揚に努めます。 各団体の声かけ活動にたばこに関する取り組みも取り上げ、住民の意識を高めます。</p> <p>行政と連携し、各団体においてたばこに関する研修会を開催します。 地域内の各種団体と協力して、地域での健康づくりを推進します。 区長会や各種団体において、地区行事での分煙・禁煙の実施方法について検討します。</p>	<p>児童生徒に対しあらゆる機会をとめて喫煙防止教育の強化に努めます。 保育所、幼稚園からの一貫した健康教育の推進のため、園児に絵本や紙芝居等でたばこの教育に努めます。 生徒会および保健委員会の活動の中に、たばこをテーマとした活動を取り入れ、学校内で発表する機会を設けます。 授業参観等でたばこの健康教育を取り上げ、保護者を含めた喫煙防止教育の推進に努めます。 たばこを誘われても断る能力を高めるために、喫煙防止教育の中にライフスキル教育の推進を図ります。 たばこに関する図書、教材の充実を努めます。</p> <p>学校敷地内禁煙（校長会 H16.4からの申し合わせ事項）に努めます。 ポスター等により、保護者等外来者に敷地内禁煙を周知します。 学校を利用する行事に保護者等地区住民が参加する場合の禁煙を推進します。 教員を対象としたたばこに関する研修会を開催し、知識を習得します。 教員を対象としたライフスキル教育についての研修会を実施します。</p> <p>学校保健委員会へ市町村保健担当部局の連携を強化します。 学校医（医師会）や学校歯科医、学校薬剤師、専門機関等連携し、ゲストティーチャーを活用した喫煙防止教育を推進します。 PTAと連携し、保護者に対し、たばこに関する研修会を開催します。 児童生徒に実施する喫煙防止教育について保護者との情報の共有を図ります。</p> <p style="text-align: center;">（学校：幼稚園、保育所含む）</p>	<p>小中高生への禁煙ポスター、メッセージ、標語等の募集等による普及啓発に努めます。 妊婦教室、乳幼児健診時にたばこについて指導を行います。 禁煙グループと連携して、保育所、幼稚園に絵本、紙芝居等を貸し出し、幼児期からの教育を支援します。</p> <p>児童館、図書館など子どもが集まる場所は施設内禁煙に努めます。 管内市町村公共施設の管理者等に対し、受動喫煙防止への研修会を開催します。 喫煙が健康に及ぼす影響や効率的・効果的な分煙の方法および禁煙支援についてパンフレットや広報誌等により普及啓発します。 住民に対し、たばこに関する健康教育の実施および禁煙希望者に対する個別禁煙教室を実施します。 たばこのポイ捨て、歩きたばこの危険性について住民への啓発ポスター、ちらし等を配布し、喫煙マナーの向上に努めます。 行政が主催の屋内外のイベント等では、禁煙に努めます。 たばこ販売業者等（コンビニストア含む）に対する未成年者喫煙禁止法の遵守の啓発ポスター、ちらしの配布を行います。 地域や学校等と連携し街頭指導活動を強化します。</p> <p>医師会や専門機関との連携を持って、家庭、地域、学校の各機関が実施するたばこの研修会等を支援します。 講師や教材のリストおよび禁煙相談できる医療機関のリスト等研修会および喫煙防止教育に関するデータの収集に努めます。</p>

その他	<p>丹南たばこ対策推進協議会の開催等各機関のネットワークづくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各機関の行動計画の進捗状況確認のため、協議会は年1回程度開催するとともに、地域ぐるみの喫煙防止対策を推進します。 ・継続したワーキング委員会を開催し、家庭、地域、学校、行政の各機関の行動計画に沿った具体的な実践方法を検討し支援します。また、小学校低学年からの喫煙防止教育内容の検討や、小中高校生の各段階で実施する具体的な喫煙防止教育内容に関するハンドブックの作成等について検討します。 ・たばこに関する実態調査を定期的に継続して実施します。
------------	--

* 家庭、地域、学校、行政、その他の行動計画の内容として、 は「こどもの3つのしませず運動」に、 は「おとなの3つのしませず運動」に、は他機関との連携に対応した内容。

(4) 介護保険施設等実地指導

介護保険法および老人福祉法に基づきサービスの質の確保および保険給付の適正化を図るため、介護保険施設等に実地指導を実施しています。

平成 19 年度

事業所種別		事業所数 平20年3月末	指導数			
			実地	集団 (県長寿福祉課)	計	
介護サービス	在宅	訪問介護	31	15	19	34
		訪問入浴介護	4	3	3	6
		訪問看護	13	3	10	13
		通所介護	38	19	30	49
		通所リハビリテーション	13	6	6	12
		短期入所生活介護	13	8	5	13
		短期入所療養介護	16	5		5
		特定施設入所者生活介護	7	3	5	8
		福祉用具貸与	10	2	6	8
		福祉用具販売	6		5	5
		居宅介護支援	65	27	37	64
	施設	介護老人福祉施設	13	8	7	15
		介護老人保健施設	8	3	7	10
介護療養型医療施設		9	3	8	11	
介護予防サービス	在宅	予防訪問介護	30	15	18	33
		予防訪問入浴介護	5	3	3	6
		予防訪問看護	13	3	10	13
		予防通所介護	38	18	31	49
		予防通所リハビリテーション	13	6	6	12
		予防短期入所生活介護	13	9	5	14
		予防短期入所療養介護	15	5		5
		予防特定施設入所者生活介護	4	1	4	5
		予防福祉用具貸与	8	2	6	8
		予防福祉用具販売	6		5	
老人福祉施設	養護老人ホーム	4	3		3	
	軽費老人ホーム	4	1		1	
計		399	171	236	407	

注) 19年度の訪問看護および予防訪問看護には、実地指導の対象となっている訪問看護ステーションのみを記載
 集団指導の指導数には、実地指導を行った事業所の一部も含まれている